

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬に係る非課税措置(地方税)(法人事業税:義、個人事業税:外)	
2	租税特別措置等の内容	社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。	
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課	
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	達成目標及び測定指標	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機関数の推移。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。

8	有効性等	① 適用数等	135,414件／年 ※平成25年11月実施第19回医療経済実態調査及び平成24年医療施設調査より推計										
		② 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成24年度 課税標準額 2,102,799百万円 （個人事業税 1,328,084百万円） （法人事業税 774,715百万円） 平成23年度 課税標準額 2,089,267百万円 （個人事業税 1,335,956百万円） （法人事業税 753,311百万円）										
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21～25年度） 本措置の適用により、平成21年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関数</td> <td>176,471</td> <td>176,878</td> <td>176,308</td> <td>177,191</td> <td>177,769</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査から（各年10月1日現在）</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成20～25年度） 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。</p>		21	22	23	24	25	医療機関数	176,471	176,878	176,308
	21	22	23	24	25								
医療機関数	176,471	176,878	176,308	177,191	177,769								
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置による下支えが必要である。										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—										
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—										
10	有識者の見解		—										
11	評価結果の反映の方向性		—										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—										